

香川県条例第28号

香川県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

香川県消費者行政活性化基金条例（平成21年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="226 456 315 488">附 則</p> <p data-bbox="152 531 887 563">2 この条例は、<u>平成27年12月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p data-bbox="1211 456 1301 488">附 則</p> <p data-bbox="1137 531 1872 563">2 この条例は、<u>平成26年12月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。